

少数株主保護に関する上場制度の見直し等に係る  
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	10
3. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	26

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからatまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～af (略)</p> <p>ag <u>削除</u></p> <p>ah～at (略)</p> <p>(2) 次のaからxまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～m (略)</p> <p>mの2 <u>円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号）に基づく対象債権者集会における権利変更議案の決議が、議決権者の全ての同意により成立したこと又は同法第27条第1項に基づき裁判所の認可の決定により成立したこと。</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからatまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～af (略)</p> <p>ag <u>特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て</u></p> <p>ah～at (略)</p> <p>(2) 次のaからxまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～m (略)</p> <p>(新設)</p>

n ~ x (略)

(子会社等の情報の開示)

第403条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからuまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ~ q (略)

r 削除

s ~ u (略)

(2) 上場会社の子会社等に次のaからnまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ j (略)

jの2 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の

n ~ x (略)

(子会社等の情報の開示)

第403条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからuまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ~ q (略)

r 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て

s ~ u (略)

(2) 上場会社の子会社等に次のaからnまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ j (略)

(新設)

調整の手續等に関する法律に基づく  
対象債権者集会における権利変更議  
案の決議が、議決権者の全ての同意  
により成立したこと又は同法第27  
条第1項に基づき裁判所の認可の決  
定により成立したこと。

k ~ n (略)

(3) (略)

(少数株主の賛成割合等の開示)

第411条の2 40%以上の議決権を保  
有する者として施行規則で定める株主を  
有する上場会社は、株主総会において取  
締役の選任議案（会社提案議案に限  
る。）が決議された場合、次の各号に掲  
げる事項を遅滞なく開示しなければならない。

(1) 各取締役の選任議案に対する少  
数株主（施行規則で定める少数株主を  
いう。以下この条において同じ。）の  
賛成、反対及び棄権の意思の表示に係  
る議決権の数並びに賛成の意思の表示  
に係る議決権の割合

(2) 40%以上の議決権を保有する  
者として施行規則で定める株主（当該  
施行規則の定めるところにより議決権  
を合算する株主を含む。）の概要

(3) 少数株主の反対理由の把握に向  
けた取締役会における対応方針（第1  
号に規定する賛成の意思の表示に係る  
議決権の割合が50%を超えない選任  
議案が存在する場合に限る。）

2 前項第3号に掲げる事項を開示した上  
場会社は、前項における選任議案が決議  
された株主総会の日翌日から起算して

k ~ n (略)

(3) (略)

(新設)

6か月以内に、次の各号に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 前項第3号の規定により開示した対応方針の実施状況

(2) 少数株主から得られた反対理由の概要

(3) 追加的な施策の必要性及び施策の内容

(適時適切な会社情報の開示の実践)

第411条の3 (略)

(会社情報の当取引所への説明)

第413条 上場会社は、第402条から第411条の3までの規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ当取引所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)

第413条の2 上場会社は、第402条から第411条の3までの規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(適時適切な会社情報の開示の実践)

第411条の2 (略)

(会社情報の当取引所への説明)

第413条 上場会社は、第402条から第411条の2までの規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ当取引所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)

第413条の2 上場会社は、第402条から第411条の2までの規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(会社情報の開示の方法)

第414条 第402条から第411条の3までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t (当取引所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。

2～4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、第402条から第411条の3までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他当取引所が必要があると認める場合には、当取引所がその都度定める方法により行うものとする。

6 (略)

7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合には、第402条から第411条の3までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。

8 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第416条 上場会社は、第402条から第411条の3まで又は前条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2～4 (略)

(会社情報の開示の方法)

第414条 第402条から第411条の2までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t (当取引所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。

2～4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、第402条から第411条の2までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他当取引所が必要があると認める場合には、当取引所がその都度定める方法により行うものとする。

6 (略)

7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合には、第402条から第411条の2までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。

8 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第416条 上場会社は、第402条から第411条の2まで又は前条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2～4 (略)

(会社情報の開示)

第806条 (略)

2～6 (略)

7 第401条、第411条の3及び第413条から第416条までの規定は、第2項から前項までの規定に基づく開示について準用する。

(準用規定等)

第842条 (略)

2・3 (略)

4 第401条、第411条の3及び第413条から第416条までの規定は、上場優先株等、上場優先証券及び上場優先出資証券の発行者がこの編の規定に基づき行う会社情報の開示について準用する。

5～10 (略)

(会社情報の開示)

第907条 (略)

2 上場債券の発行者は、上場債券の特性を勘案し、第402条から第407条まで、第411条及び第411条の3の規定に準じて開示を行うものとする。

3 (略)

(会社情報の開示)

第930条 (略)

2 上場交換社債券の発行者(上場会社を除く。)は、上場交換社債券の特性を勘案し、第402条から第407条まで、第411条及び第411条の3の規定に準じて開示を行うものとする。

3 (略)

(会社情報の開示)

第806条 (略)

2～6 (略)

7 第401条、第411条の2及び第413条から第416条までの規定は、第2項から前項までの規定に基づく開示について準用する。

(準用規定等)

第842条 (略)

2・3 (略)

4 第401条、第411条の2及び第413条から第416条までの規定は、上場優先株等、上場優先証券及び上場優先出資証券の発行者がこの編の規定に基づき行う会社情報の開示について準用する。

5～10 (略)

(会社情報の開示)

第907条 (略)

2 上場債券の発行者は、上場債券の特性を勘案し、第402条から第407条まで、第411条及び第411条の2の規定に準じて開示を行うものとする。

3 (略)

(会社情報の開示)

第930条 (略)

2 上場交換社債券の発行者(上場会社を除く。)は、上場交換社債券の特性を勘案し、第402条から第407条まで、第411条及び第411条の2の規定に準じて開示を行うものとする。

3 (略)

(上場 E T Nに関する情報の開示)

第 9 4 7 条 (略)

2 (略)

3 第 4 1 1 条の 3、第 4 1 3 条から第 4 1 7 条までの規定は、上場 E T N 信託受益証券の発行者による前項の規定に基づく開示について準用する。

(上場指標連動型 E T F に関する情報の開示)

第 1 1 0 7 条 (略)

2～5 (略)

6 第 4 0 1 条、第 4 1 1 条の 3、第 4 1 3 条から第 4 1 4 条まで及び第 4 1 6 条の規定は、第 2 項及び第 3 項の規定に基づく開示について、第 4 1 5 条及び第 4 1 7 条の規定は、第 1 項に規定する者についてそれぞれ準用する。

(上場内国アクティブ運用型 E T F に関する情報の開示)

第 1 1 0 7 条の 2 (略)

2～7 (略)

8 第 4 0 1 条、第 4 1 1 条の 3、第 4 1 3 条から第 4 1 4 条まで及び第 4 1 6 条の規定は、第 2 項から第 6 項までの規定に基づく開示について、第 4 1 5 条及び第 4 1 7 条の規定は、第 1 項に規定する者についてそれぞれ準用する。

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第 1 2 1 3 条 (略)

2～6 (略)

(上場 E T Nに関する情報の開示)

第 9 4 7 条 (略)

2 (略)

3 第 4 1 1 条の 2、第 4 1 3 条から第 4 1 7 条までの規定は、上場 E T N 信託受益証券の発行者による前項の規定に基づく開示について準用する。

(上場指標連動型 E T F に関する情報の開示)

第 1 1 0 7 条 (略)

2～5 (略)

6 第 4 0 1 条、第 4 1 1 条の 2、第 4 1 3 条から第 4 1 4 条まで及び第 4 1 6 条の規定は、第 2 項及び第 3 項の規定に基づく開示について、第 4 1 5 条及び第 4 1 7 条の規定は、第 1 項に規定する者についてそれぞれ準用する。

(上場内国アクティブ運用型 E T F に関する情報の開示)

第 1 1 0 7 条の 2 (略)

2～7 (略)

8 第 4 0 1 条、第 4 1 1 条の 2、第 4 1 3 条から第 4 1 4 条まで及び第 4 1 6 条の規定は、第 2 項から第 6 項までの規定に基づく開示について、第 4 1 5 条及び第 4 1 7 条の規定は、第 1 項に規定する者についてそれぞれ準用する。

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第 1 2 1 3 条 (略)

2～6 (略)

7 第401条、第411条の3、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2～10 (略)

11 第401条、第411条の3、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場カントリーファンドに関する情報の開示)

第1410条 (略)

2・3 (略)

4 第401条、第411条の3、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前3項の規定に基づく開示について、第415条及び第443条の規定は、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場インフラファンドに関する情報の開示)

第1513条 (略)

2～9 (略)

10 第401条、第411条の3、第4

7 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2～10 (略)

11 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場カントリーファンドに関する情報の開示)

第1410条 (略)

2・3 (略)

4 第401条、第411条の2、第413条から第414条まで及び第416条の規定は、前3項の規定に基づく開示について、第415条及び第443条の規定は、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場インフラファンドに関する情報の開示)

第1513条 (略)

2～9 (略)

10 第401条、第411条の2、第4

13条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場インフラファンドの発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場管理等)

第1604条 当取引所は、日本取引所グループが第402条から第405条まで、第408条から第411条の3まで、第415条、第416条及び第806条の規定による会社情報の開示を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年7月10日から施行する。
- 2 改正後の第411条の2の規定は、令和8年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。
- 3 改正後の第402条第2号mの2及び第403条第2号jの2の規定は、令和8年12月11日から適用する。

13条から第414条まで及び第416条の規定は、前各項の規定に基づく開示について、第415条及び第417条の規定は、上場インフラファンドの発行者等についてそれぞれ準用する。

(上場管理等)

第1604条 当取引所は、日本取引所グループが第402条から第405条まで、第408条から第411条の2まで、第415条、第416条及び第806条の規定による会社情報の開示を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。

2 (略)

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあつては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次のaから<u>k</u>までのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。)</p> <p>a (略)</p> <p>b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、<u>業務執行者でない取締役であった者、監査役であった者又は会計参与であった者</u></p> <p>c～e (略)</p> <p>f <u>過去に当該会社の主要株主の業務執行者であった者又は当該会社が主要株主である者の業務執行者であった者</u></p> <p>g・h (略)</p> <p><u>i 当該会社の株式を政策保有株式として保有している者の出身者又は当該会社が株式を政策保有株式として</u></p>	<p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあつては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次のaから<u>j</u>までのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。)</p> <p>a (略)</p> <p>b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、<u>(業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役であった者を含む。)</u></p> <p>c～e (略)</p> <p>f 当該会社の主要株主<u>(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。))</u>をいう。以下この章において<u>同じ。)</u></p> <p>g・h (略)</p> <p>(新設)</p>

保有している者の出身者

i (略)

k (略)

(7) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第212条 (略)

2～4 (略)

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第5号に規定する利益の額とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第4項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(2)～(10) (略)

6～10 (略)

(上場承認時の提出書類)

第238条 (略)

2・3 (略)

4 規程第216条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に

i (略)

j (略)

(7) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第212条 (略)

2～4 (略)

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第5号に規定する利益の額とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(2)～(10) (略)

6～10 (略)

(上場承認時の提出書類)

第238条 (略)

2・3 (略)

4 規程第216条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に

掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。

(1)～(5) (略)

(6) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからkまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）

a (略)

b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、業務執行者でない取締役であった者、監査役であった者又は会計参与であった者

c～e (略)

f 過去に当該会社の主要株主の業務執行者であった者又は当該会社が主要株主である者の業務執行者であった者

g・h (略)

i 当該会社の株式を政策保有株式として保有している者の出身者又は当該会社が株式を政策保有株式として保有している者の出身者

j (略)

k (略)

(7) (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は

掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。

(1)～(5) (略)

(6) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）

a (略)

b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。）

c～e (略)

f 当該会社の主要株主

g・h (略)

(新設)

i (略)

j (略)

(7) (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は

適用しない。

(1) ~ (10) (略)

(11) 削除

(12) ~ (14) (略)

2 (略)

(発生事実に係る軽微基準)

第402条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) ~ (7) (略)

(7)の2 規程第402条第2号mの2に掲げる事実

権利変更議案の決議の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(8) ~ (11) (略)

2 (略)

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第403条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲

適用しない。

(1) ~ (10) (略)

(11) 規程第402条第1号a gに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(12) ~ (14) (略)

2 (略)

(発生事実に係る軽微基準)

第402条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) ~ (7) (略)

(新設)

(8) ~ (11) (略)

2 (略)

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第403条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲

げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(13) (略)

(14) 削除

(15)・(16) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)  
第404条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(7) (略)

(7)の2 規程第403条第2号jの2に掲げる事実

権利変更議案の決議の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であ

げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(13) (略)

(14) 規程第403条第1号rに掲げる事項

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(15)・(16) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)  
第404条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(7) (略)

(新設)

ること。

(8) ~ (10) (略)

(少数株主の賛成割合等の開示の取扱い)

第413条 規程第411条の2第1項に規定する40%以上の議決権を保有する者として施行規則で定める株主とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 親会社

(2) その他の関係会社（上場会社の議決権の40%以上を保有する場合に限る。）

(3) 自己の計算において所有している議決権と次のa及びbに掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の40%以上を占めている主要株主（前2号に掲げる者を除く。）

a 当該主要株主の近親者

b 当該主要株主及び前aに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

2 規程第411条の2第1項第1号に規定する施行規則で定める少数株主とは、上場会社の株主のうち前項各号に掲げる者（第3号にあつては、同号a及びbに掲げる者を含む。）を除いた株主をいう。

(情報取扱責任者の届出の取扱い)

第414条 (略)

(削る)

(8) ~ (10) (略)

(新設)

(情報取扱責任者の届出の取扱い)

第413条 (略)

第414条 削除

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い)

第415条 規程第419条第1項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあつては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(5) (略)

(6) 独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次のaからkまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。)

a (略)

b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、業務執行者でない取締役であった者、監査役であった者又は会計参与であった者

c～e (略)

f 過去に当該会社の主要株主の業務執行者であった者又は当該会社が主要株主である者の業務執行者であった者

g・h (略)

i 当該会社の株式を政策保有株式として保有している者の出身者又は当該会社が株式を政策保有株式として保有している者の出身者

j (略)

k (略)

(7) (略)

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い)

第415条 規程第419条第1項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあつては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(5) (略)

(6) 独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。)

a (略)

b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合には、監査役であった者を含む。

c～e (略)

f 当該会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。))をいう。)

g・h (略)

(新設)

i (略)

j (略)

(7) (略)

2 (略)

(開示を要する決定事実に係る書類の提出)

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 規程第402条第1号yに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であつて当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは第436条の3

2 (略)

(開示を要する決定事実に係る書類の提出)

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(10) (略)

(11) 規程第402条第1号yに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であつて当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは第436条の3

第3項第1号から第4号までに掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(12)～(17) (略)

(上場内国会社の上場維持基準の取扱い)

第501条 (略)

2～6 (略)

7 規程第501条第3項に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める期間（以下この条において「改善期間」という。）をいう。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当該期間によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める期間とする。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第501条第1項第1号d、第2号d又は第3号e

審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間。ただし、次のa、b又はdに定める場合は当取引所が適当と認める期間、次のcに定める場合は審査対象事業年度の末日の翌日

第3項各号に掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(12)～(17) (略)

(上場内国会社の上場維持基準の取扱い)

第501条 (略)

2～6 (略)

7 規程第501条第3項に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める期間（以下この条において「改善期間」という。）をいう。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当該期間によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める期間とする。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第501条第1項第1号d、第2号d又は第3号e

審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間。ただし、次のa、b又はdに定める場合は当取引所が適当と認める期間、次のcに定める場合は審査対象事業年度の末日の翌日

から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日において上場後4年を経過していない場合は、上場後4年経過後最初に到来する事業年度の末日）までの期間とする。

a （略）

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。）に基づく権利の変更又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、前項に定める純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

c・d （略）

8 （略）

9 第7項第5号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度（前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度）の末日から起算して3か月以内に、再建

から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日において上場後4年を経過していない場合は、上場後4年経過後最初に到来する事業年度の末日）までの期間とする。

a （略）

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、前項に定める純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

c・d （略）

8 （略）

9 第7項第5号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度（前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度）の末日から起算して3か月以内に、再建

計画（第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次のaからdまでの場合の区分に従い、当該aからdまでに規定する書面

a (略)

b 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

c 早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面（裁判所による認可の決定を要する場合、当該認可を得ているものであることを証する書面を含む。）

d (略)

(2) (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券等の取扱い)

第719条 (略)

2 (略)

3 規程第707条第1項に定める被支援

計画（第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次のaからcまでの場合の区分に従い、当該aからcまでに規定する書面

a (略)

b 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(新設)

c (略)

(2) (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券等の取扱い)

第719条 (略)

2 (略)

3 規程第707条第1項に定める被支援

会社である上場会社が発行する株券等についての、第501条第7項第5号bの規定の適用については、同bを次のとおりとする。

b 次の(a)から(e)までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(a) (略)

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

(c) 早期事業再生法に基づく権利の変更

(d) (略)

(e) (略)

4 規程第707条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券等についての、第501条第9項の規定の適用については、同項を次のとおりとする。

9 第7項第5号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度（前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度）の末日から起算して3か月以内に、再建計画（第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、

会社である上場会社が発行する株券等についての、第501条第7項第5号bの規定の適用については、同bを次のとおりとする。

b 次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(a) (略)

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

(新設)

(c) (略)

(d) (略)

4 規程第707条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券等についての、第501条第9項の規定の適用については、同項を次のとおりとする。

9 第7項第5号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度（前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度）の末日から起算して3か月以内に、再建計画（第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、

上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次の a から e までの場合の区分に従い、当該 a から e までに規定する書面

a (略)

b 産競法第 2 条第 2 2 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 4 8 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

c 早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面（裁判所による認可の決定を要する場合、当該認可を得ているものであることを証する書面を含む。）

d (略)

e (略)

(2) (略)

5 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第 8 2 9 条 (略)

2 (略)

3 規程第 8 3 5 条第 1 項第 4 号に規定する純資産の額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) ・ (2) (略)

上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次の a から d までの場合の区分に従い、当該 a から d までに規定する書面

a (略)

b 産競法第 2 条第 2 1 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 4 8 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(新設)

c (略)

d (略)

(2) (略)

5 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第 8 2 9 条 (略)

2 (略)

3 規程第 8 3 5 条第 1 項第 4 号に規定する純資産の額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 規程第835条第1項第4号本文に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a (略)

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、早期事業再生法に基づく権利の変更又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(4) 規程第835条第1項第4号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a (略)

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、早期事業再生法に基づく権利の変更又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うこと

(3) 規程第835条第1項第4号本文に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a (略)

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(4) 規程第835条第1項第4号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a (略)

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、純資産の額が正の状態となる

により、純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(5) 第3号b又は前号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、第3号bについては規程第835条第1項第4号本文に規定する純資産の額が正でない状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号bについては改善期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（第3号b又は前号bに定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(d)までの場合の区分に従い、当該(a)から(d)までに定める書面

(a) (略)

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面（裁判所による認可の決定

ことを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(5) 第3号b又は前号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、第3号bについては規程第835条第1項第4号本文に規定する純資産の額が正でない状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号bについては改善期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（第3号b又は前号bに定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)までの場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) (略)

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(新設)

を要する場合、当該認可を得ている  
ものであることを証する書面を含  
む。)

(d) (略)

b (略)

4・5 (略)

(c) (略)

b (略)

4・5 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、令和8年7月10日から施行する。
- 2 改正後の第211条第4項第6号及び第238条第4項第6号の規定は、令和9年3月1日以後に新規上場を行うことが見込まれる者から適用する。
- 3 改正後の第413条の規定は、令和8年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。
- 4 改正後の第415条第1項第6号の規定は、令和8年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。
- 5 改正後の第402条第1項第7号の2、第404条第7号の2、第501条第7項及び第9項、第719条第3項及び第4項並びに第829条第3項の規定は、令和8年12月11日から適用する。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の可否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 規程第436条の2の規定 施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaからeまでのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 当該会社の主要株主若しくはその業務執行者又は当該会社が主要株主である者の業務執行者</u></p> <p><u>d 最近においてaから前cまでに該当していた者</u></p> <p><u>dの2</u> その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)又は(b)に該当していた者</p> <p>(a) 当該会社の親会社の業務執行者、<u>業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与</u></p>	<p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の可否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 規程第436条の2の規定 施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaからdまでのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>c 最近においてa又は前bに該当していた者</u></p> <p><u>cの2</u> その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)又は(b)に該当していた者</p> <p>(a) 当該会社の親会社の業務執行者 <u>(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指</u></p>

- (b) (略)
- e 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
- (a) aから前dの2までに掲げる者
- (b)・(c) (略)
- (d) 当該会社の親会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役又は会計参与
- (e)・(f) (略)
- (3)の3～(8) (略)

付 則

この改正規定は、令和8年7月10日から施行し、同年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日<sub>の翌日</sub>から適用する。

- 定する場合にあっては、監査役を含む。)
- (b) (略)
- d 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
- (a) aから前cの2までに掲げる者
- (b)・(c) (略)
- (d) 当該会社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)
- (e)・(f) (略)
- (3)の3～(8) (略)